

平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医薬食品局血液対策課

		政策体系上の位置付け
施策名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (I-7-1)	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること
施策の概要	安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 近年少子高齢化が進む中、献血者数は減少傾向にあり、特に若年層の献血者の減少が著しい。さらに、平成17年2月、国内で初めて変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)患者が確認されたことから、輸血等によるvCJDの伝播防止に万全を期するために、従来から実施している欧州地域への一定期間以上の滞在歴のある方からの献血制限に加え、当分の間の暫定措置として、昭和55年から平成8年の間に英国に1日以上滞在歴のある方からの献血を制限することとした。これにより、献血者がさらに減少し、医療に必要な血液が不足する恐れがあるとして、平成17年4月に厚生労働大臣を本部長とする「献血推進本部」を省内に設置し、献血の確保、血液製剤の適正使用等の対策を図っている。</p> <p>(有効性) 安定供給に必要な献血量を確保することができており、血液製剤についても相当程度国内献血により確保されている。また、以前は大量に使用されていたアルブミン製剤の使用量も着実に減少し、あわせてその自給率も増加しており、安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(効率性) 献血により確保した血液量については概ね達成水準の90%を維持しており、また血液製剤使用適正化推進に係る調査研究については全ての都道府県の合同輸血療法委員会を実施するのでなく、自主的に協力を申し出た合同委員会の中で積極的な取組が見られるところに限って委託し、その調査研究結果を全国的に共有することにより、効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(総合的な評価) 上記2つの観点から、効果的かつ効率的に安全で安心な血液製剤を安定的に供給していると評価できる。</p> <p>(評価結果の分類)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) <p>(理由) 安定的な献血量を確保するとともに、血液製剤については使用量の減少が図られており、一定の成果は上がっている。ただし、献血量及び献血者数については減少傾向にあり、特に若年層の献血者数の減少が著しいところである。このため平成21年度予算概算要求においては、幼少期からの献血への理解を深めるための啓発普及経費と、採血前の血液検査の結果、血液比重又は血色素量が採血基準に満たないと判断され、採血不能となった献血希望者への健康相談を行うことにより献血者の増加を図る事業を新たに要求することとしている。</p> </div>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)					
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 献血により確保した血液量（単位：万L） （安定供給に必要な血液量／毎年度） ※施策目標に係る指標1と同じ。	207.8	201.8	196.0	184.2	188.7
	—	219	198	196	193
	【—%】	【92.1%】	【99.0%】	【94.0%】	【97.8%】

(調査名・資料出所、備考)

- 指標1は、日本赤十字社調べによる。なお、達成水準としている「安定供給に必要な血液量」は、国が毎年度策定する献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）によるが、当該計画では、供給不足を防止する観点から実際の需要量よりも大きい数値を目安として設定しているため、概ね水準の90%を達成すると適正な需給バランスが実現するものである。
- ※「安定供給に必要な血液量」は、新血液法（「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」）第10条に基づき定める献血推進計画において策定するものであるが、同法の施行が平成15年7月であったため、策定値は平成16年度からとなっている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)